

生活用水確保事業（舟ノ川地区）配水管布設測量設計委託業務

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、宿毛市が実施する「生活用水確保事業（舟ノ川地区）配水管布設測量設計委託業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 目的

本業務は、高知県中山間地域生活支援総合補助金 生活用水確保支援事業における水道施設の調査及び実施（詳細）設計業務を行うものである。

第3条 通則

本業務の実施にあたっては、業務を遂行するにあたり関連する諸法規等を遵守すると共に、本特記仕様書および特記仕様書に基づいて宿毛市土木課（以下甲という）と連絡を密にし、業務を行うものとする。また、甲の指示には従わなくてはならない。

第4条 受託者の義務

受託者（以下「乙」という）は、本特記仕様書および特記仕様書に基づいて業務を実施するほか、本仕様書に明記されていない事項については、甲と協議の上その指示に従わなくてはならない。

第5条 配置技術者の資格等

本業務における配置技術者の資格要件については、以下の要件のいずれかを満たす者とする。

①主任技術者

技術士（上水道部門—上水道及び工業用水道）

シビルコンサルティングマネージャ「RCCM」（上水道及び工業用水道）

②照査技術者

技術士（上水道部門—如上水道及び工業用水道）

シビルコンサルティングマネージャ「RCCM」（上水道及び工業用水道）

第6条 疑義等の処置

乙は、業務を進めるにあたって、本仕様書に明記されていない事項については、事前に甲と協議して明確にしておかなければならない。ただし、本仕様書に明記されていない事項で

も当然必要と思われる事項については、乙の責任において行い、その結果を報告するものとする。

第2章 業務内容

第7条 業務範囲及び内容

①業務範囲

本業務における対象となる施設整備の詳細設計を行い、設計図書を作成する。

②業務内容

生活用水確保事業（舟ノ川地区）配水管布設測量設計委託業務一式

- ・管路 L=560m
- ・水源池修繕（場内配管・整備） 1式
- ・沈砂池（場内配管・整備） 1式
- ・想定ろ過施設（TO式上向性ろ過池（TO-1200）） 1箇所設置
- ・測量業務 1式

第8条 実施設計の要領

乙は、施設に関する実施設計に当たり、生活用水確保事業の安定供給及び維持管理の効率化を設計理念とし、経済性に優れた効果的かつ合理的な詳細設計を行わなくてはならない。

第9条 設計基準

乙は次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- ・水道施設設計指針（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・簡易水道維持管理マニュアル
- ・中小規模水道施設機械・電気設備 設計要領（日本水道協会）
- ・その他関連法規及び甲の指示する規格・基準による。

第10条 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

(a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行う。

(b) 中間打合せ

現地踏査終了時の区切りにおいて、中間打合せを1回行うことを標準とする。

(c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

第 11 条 成果品

- ・設計図面 2つ折り製本（A1：1部、A3：1部）
- ・設計書 1部（A4） ※金抜き設計書
- ・各種計算書 1部（A4） ※容量計算書、構造計算書、水利計算書等
- ・特記仕様書 1部（A4） ※見積書及び見積り依頼書を含む
- ・上記電子データ 1部 1式（エクセル、ワード、CAD等のオリジナルデータ及びPDF等の閲覧用）

※成果品の製本方法等は、監督員の指示によるものとする。